

議案第6号

大阪市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（認証の申請の公表）

第4条 市長は、法第10条第1項の認証の申請があった場合には、同条第2項の規定により、遅滞なく、その旨及び同項各号に掲げる事項をインターネットの利用により公表するものとする。

2 前項の規定は、法第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合について準用する。この場合において、前項中「同条第2項」とあるのは「法第25条第5項又は第34条第5項において準用する法第10条第2項」と、「同項各号」とあるのは「法第25条第5項又は第34条第5項において準用する法第10条第2項各号」と読み替えるものとする。

第15条第2号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第16条の見出しを「(認定等の公示)」に改め、同条第1項中「大阪市公報に登載すること」を「インターネットの利用」に改める。

第19条の見出しを「(助成金支給書類の提出)」に改め、同条中「場合における法第54条第3項の書類の提出にあつては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合における同条第4項の書類の提出にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、それぞれ」を「後遅滞なく」に改める。

第21条中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第23条中「及び」を「並びに」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第25条中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市特定非営利活動促進法施行条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号。以下「改正法」という。）による改正後の特定非営利活動促進法第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前に改正法による改正前の特定非営利活動促進法第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった場合に市長が講ずる措置及び特定非営利活動法人の認定等に係る公示の方法を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市特定非営利活動促進法施行条例 (抄)

(認証の申請の公告)

第4条 法第10条第2項 (法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告は、大阪市公報に登載することにより行うものとする。

(認証の申請の公表)

第4条 市長は、法第10条第1項の認証の申請があった場合には、同条第2項の規定により、遅滞なく、その旨及び同項各号に掲げる事項をインターネットの利用により公表するものとする。

2 前項の規定は、法第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合について準用する。この場合において、前項中「同条第2項」とあるのは「法第25条第5項又は第34条第5項において準用する法第10条第2項」と、「同項各号」とあるのは「法第25条第5項又は第34条第5項において準用する法第10条第2項各号」と読み替えるものとする。

(認定の申請等)

第15条 法第44条第2項 (法第58条第2項において準用する場合を含む。)の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 省 略

(2) 認定又は仮認定を受けようとする特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項
特例認定

ア-イ 省 略

(3) 省 略

(公示事項)

認定等の公示

第16条 法第49条第2項 (法第51条第5項において準用する場合、法第62条において準用する場合 (法第63条第5項において準用する場合を含む。) 及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、大阪市公報に登載することにより行うものとする。
インターネットの利用

2 省 略

(助成金支給書類等の提出)

助成金支給書類

第19条 法第55条第2項 (法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合における法第54条第3項の書類の提出にあつては事後遅滞なく、海後

外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合における同条第4項の書類の提出にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、それぞれ行うものとする。

（電子文書法第3条第1項の条例で定める保存）

第21条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条において準用する場合（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項から第4項まで（法第62条においてこれらの規定を**及び第3項**

準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の備置きとする。

（電子文書法第4条第1項の条例で定める作成）

第23条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項及び第54条第2項から第4項までの規定に基づき**並びに** **及び第3項**

く書面の作成とする。

（電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等）

第25条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項並びに第52条第4項及び第54条第5項（法第62条においてこれらの規定**第4項**

を準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧とする。